

平成19年3月8日

# 道州と国の役割分担のあり方について

(道州制調査会：道州と国の役割分担に関する小委員会・委員長メモ)

以下に記す事項について検討、検証をお願いしたい。

1. 国の執行する補助金・交付金を伴う事業・施策は、これを全て道州の所管・執行事項とする。国の負担金は、これを全て見直し、可能な限り道州及び基礎的自治体に移管する。
2. 前項1. により国の機関である地方支分部局は道州の機関とし、従事する公務員は道州所属の公務員とする。公務員には定数を設ける。
3. 県はこれを廃止する。県職員は道州の機関及び基礎的自治体の職員とする。
4. 全国1804自治体を人口、面積及び財政規模を勘案し、或いはこれらの要素に関係なく、政令都市・中核都市の別なく300の基礎的自治体に改変する。

基礎的自治体には、現行の政令都市に匹敵する税財源及び権限を移行する。例えば、福祉（生活保護・老人福祉、児童福祉）、保健予防衛生、地域医療、生活ゴミ、消防、小・中学校、高等学校、上水下水及び施設、住宅、公園緑地、公害、戸籍・住民基本台帳など。

\*県・市町村を廃止するのは、いわゆる“地元意識”“地域利己主義”を払拭するためのものである。

5. 国幹道・鉄道等、州を超えるものは、州同士で組織する「州際協議会（仮称）」または政府内に置く総合行政庁（仮称）において調整する。
6. 国は、憲法、皇室、外交・通商、防衛・安全保障、金融システム（通貨の発行）、国の予算・決算、治安維持（日本型 FBI）、高度基礎研究、全国統計調査、大規模災害・大震災等の救援支援、税の賦課と徴収、関税、出入国管理、外国人就労者、空港と港湾の一部、年金・医療保険・失業保険、全国的疫病対策などを所管する。
7. 内閣府に総合行政庁（仮称）を設置する。金融・証券監視委員会、経済諮問委員会、国民教育委員会、エネルギー管理委員会（原子力・石油・ガス）、電気事業委員会、放送通信委員会、特許庁などの調整機関とする。人事院、公正取引委員会、会計検査院は独立した機関とする。
8. 検察・刑務所、矯正施設などは国の所管とする。
9. 民生の全てを原則として道州と基礎的自治体に移管する。
10. 国道の維持管理は全て道州で行う。（細部検討）
11. 道州制はビジョン策定に3年間、移行に5年間を目途とする。

## 【参考】

- (1) 国会議員の定数は、衆議院は300程度の小選挙区（基礎的自治体を1小選挙区として1人区）とし、参議院は州単位で選出し、1州につき各10名程度とする。  
国会は、憲法、全国民対象の法案の審議を行う。例えば、外交・国際関係政策、通商政策、防衛・安全保障政策、地球環境・全国規模環境政策、課税基準・手数料・保険料などの全国民共通基準、国家予算・決算の承認、義務教育に関する基本法、放送・通信・電波基本法、エネルギー政策等など。
- (2) 州議会は1州100名以内とする。
- (3) 基礎的自治体の議員は全て50名以内とする。
- (4) 州知事及び首長の任期は全て2期8年とする。
- (5) 州都は中都市に置く。（例：カリフォルニア州の州都はサクラメント市）